

変更前

設置者		住 所
名称	代表者	
サンロード株式会社	代表取締役 藤田 勲	熊本県球磨郡錦町西字打越 715 番地の 1
マックスバリュ九州株式会社	代表取締役 坂野 邦雄	熊本県熊本市流通団地一丁目 46 番地
株式会社ベスト電器	代表取締役 北田 葆光	福岡県福岡市中央区那の津二丁目 1 番 12 号

変更後

設置者		住 所
名称	代表者	
サンロードシティ藤田株式会社	代表取締役 藤田 勲	熊本県球磨郡錦町西字打越 715 番地の 1
マックスバリュ九州株式会社	代表取締役 坂野 邦雄	福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目 13 番 21 号
株式会社ベスト電器	代表取締役 有蘭 憲一	福岡県福岡市中央区那の津二丁目 1 番 12 号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名(変更箇所は下線部)

変更前

小売業者		住 所
名称	代表者	
サンロード株式会社	代表取締役 藤田 勲	熊本県球磨郡錦町西字打越 715 番地の 1
マックスバリュ九州株式会社	代表取締役 坂野 邦雄	熊本県熊本市流通団地一丁目 46 番地
株式会社ベスト電器	代表取締役 北田 葆光	福岡県福岡市中央区那の津二丁目 1 番 12 号

変更後

小売業者		住 所
名称	代表者	
サンロードシティ藤田株式会社	代表取締役 藤田 勲	熊本県球磨郡錦町西字打越 715 番地の 1
マックスバリュ九州株式会社	代表取締役 坂野 邦雄	福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目 13 番 21 号
株式会社ベスト電器	代表取締役 有蘭 憲一	福岡県福岡市中央区那の津二丁目 1 番 12 号
株式会社ゲオ	代表取締役 沢田喜代則	愛知県春日井市如意申町五丁目 11 番 3 号
株式会社メガネトップ	代表取締役 富澤 昌三	静岡県静岡市伝馬町 8 番地 6
小村 典子		熊本県人吉市相良町 1141 番地 1

3 変更年月日

平成 16 年 9 月 9 日

4 変更する理由

建物設置者、小売業者の住所変更並びに代表者交替のため

5 届出年月日

平成 17 年 2 月 10 日

6 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工政策課

平成 17 年 3 月 23 日から平成 17 年 7 月 23 日まで

熊本県公告第 211 号

大規模小売店舗立地法(平成 10 年法律第 91 号)第 6 条第 2 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成 17 年 3 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン八代ショッピングセンター本棟
熊本県八代市沖町五番割 3705 番ほか

2 変更しようとする事項及び変更する年月日

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
店舗面積	20,820㎡	19,680㎡	平成 16 年 11 月 27 日
駐車場の収容台数	1,635 台	1,544 台	平成 17 年 10 月 26 日
駐輪場の位置	南側及び北側	南側、北側及び北東側	平成 17 年 2 月 26 日

3 変更する理由

- (1) 店舗面積
開店時の確定した店舗面積が届出面積を下回ったため。
- (2) 駐車場の収容台数
店舗面積の減少により、必要駐車台数が少なくなったため。
- (3) 駐輪場の位置
来店客の利便性の向上のため、利用頻度の高い場所へ駐輪台数を多く配置したため。

4 届出年月日

平成 17 年 2 月 25 日

5 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工政策課及び八代地域振興局振興調整室

平成 17 年 3 月 23 日から平成 17 年 7 月 23 日まで

熊本県公告第 212 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき平成 16 年 9 月 15 日に行われた届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定により山鹿市から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 17 年 3 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーズデンキ山鹿パワフル館・WonderGoo 山鹿店
山鹿市大字方保田字堤の下 3148 番 28
- 2 市町村意見の概要
環境対策について、十分な対策を講じること。
① 交通事故対策及び渋滞緩和対策について、十分な対策を講じること。とくに、隣接市道からの来店車の右折進入防止対策、出庫時の右折防止について、必要な対策をとること。
② 隣接農地への農作物に影響がないように、夜間照明について配慮し耕作者と十分協議すること。
③ 閉店後の駐車場については、施錠をし管理すること。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び鹿本地域振興局振興調整室
平成 17 年 3 月 23 日から平成 17 年 4 月 23 日まで

熊本県公告第 213 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき平成 16 年 9 月 22 日に行われた届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定により山鹿市から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 17 年 3 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーズデンキ人吉パワフル館
人吉市下林町字下川 2101 番地
- 2 市町村意見の概要
工事車両が出入りする工事期間や平常の営業時に周辺交通に支障をきたさないことはもちろん、売り出し期間や接道する国道の混雑が予想される年末年始、連休時の交通安全対策には万全の体制で臨み、青少年の行動に注意を払い、関係機関との連絡により犯罪防止と治安の維持に努めて頂きたい。また、地下水の水質保全等、総合的な見地から周辺環境の保護・保全に配慮されるよう要望する。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び球磨地域振興局振興調整室
平成 17 年 3 月 23 日から平成 17 年 4 月 23 日まで

熊本県公告第 214 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき平成 16 年

10月1日に行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により玉名市から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成17年3月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
フィッシング JJ・ペットショップ JJ
玉名市下字池田 830 番地 1
- 2 市町村意見の概要
特に問題なし。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び玉名地域振興局振興調整室
平成17年3月23日から平成17年4月23日まで

熊本県公告第 215 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき平成16年10月12日に行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により熊本市から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成17年3月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
クレッセくまもく
熊本市萩原町 118 番地ほか
- 2 市町村意見の概要
意見なし
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成17年3月23日から平成17年4月23日まで

熊本県公告第 216 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成17年3月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字安永字火迫 735 番 1、同 735 番 2、同 735 番 3、同 735 番 4、同 735 番 5、同 735 番 6、同 736 番の一部及び同 731 番 3 の一部
2,171.63 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
上益城郡益城町大字安永 735 番地 2
松田 洋一

熊本県公告第 217 号

八代市八代平野南部土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があった。

平成17年3月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	折 口 昭 博	八代市高下東町 389 番地
"	上 野 憲 和	八代市本野町 948 番地
"	湯 野 勇	八代市豊原下町 3614 番地
"	福 田 清 治	八代市奈良木町 281 番地
"	高 橋 幸 一	八代市平山新町 2662 番地
"	三 角 辰 次	八代市植柳上町 664 番地
"	福 永 覺	八代市大福寺町 816 番地
"	山 本 繁 則	八代市植柳下町 1255 番地
"	千代永 義 光	八代市水島町 2201 番地の 16
"	松 永 久 彦	八代市催合町 830 番地